

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和3年8月11日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉紀男  
委員 奥村敦  
委員 坂倉広子

副委員長 片岡直博  
委員 浜口一利  
委員 世古安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太  
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼  
議事総務係長 木田崇

(午後 2時58分 再開)

○坂倉紀男委員長 皆さん、お疲れのところを大変ご苦労さまでございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

本日の議題について説明いたします。

令和3年6月28日付で審査請求書の提出があった件につきまして、8月5日に開かれた第5回鳥羽市議会議員政治倫理審査会終了後に、審査会の会長である私、坂倉紀男から木下順一議長宛てに、審査結果報告書を提出いたしました。審査結果報告書では、中世古泉議員が政治倫理基準に違反していると認定されましたので、議会として中世古泉議員に対してどのような措置をすべきかについて協議したいと思います。

それでは、ここで議長宛てに提出されました審査結果報告書の内容を改めて事務局長に読み上げさせます。ご静聴ください。

局長。

○岩井事務局長 ホチキス止めのやつを概略だけ朗読させていただきます。

令和3年8月5日

鳥羽市議会議長 木下順一様

鳥羽市議会議員政治倫理審査会会長 坂倉紀男

審査結果報告書

令和3年6月28日付で、審査請求があった件について、審査を行ったので、鳥羽市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定により、審査の結果を報告します。

なお、審査報告書とは別に附帯意見を提出いたします。

1 審査請求の対象となった議員の氏名

中世古泉

2 審査請求の対象となった事由の該当条項

鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条第9号

市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

3 審査の対象となった内容

- ・令和2年度固定資産税等の未納
- ・会議等への遅刻・欠席ならびに紀律及び資質の欠如

4 審査結果

鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条第9号に掲げる政治倫理基準に違反する行為があったと全会一致で認定された。

○理由

中世古泉議員は、令和2年度の固定資産税、国民健康保険税の滞納による差し押さえがあったこと、会議等への無断遅刻・無断欠席による紀律違反及び本会議や委員会に臨む態度が議員としての資質を欠いていると審査会で認定されたことから、これらの行為により鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条第9号「市民全体

の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。」に違反していると判断します。  
審査結果については次のとおりになります。第1回審査会から第5回審査会まで行いましたので、内容等については省略をさせていただきます。

最後の附帯意見をご覧ください。

鳥羽市議会議員政治倫理審査会は、中世古泉議員に係る審査結果報告書を議長に提出するにあたり、次の通り意見を付す。

1 議会が当該議員に対して講ずべき措置について

議会の信頼を回復し、議員の市民への説明責任を果たすため、中世古泉議員に対して辞職勧告を行うべきと考える。

2 鳥羽市議会議員政治倫理条例及び同施行規程について

現在の鳥羽市議会議員政治倫理条例には、政治倫理基準に違反する行為が存在するとなった場合の議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。

今後、政治倫理条例の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える。

これらのことを踏まえ、鳥羽市議会政治倫理条例及び同施行規程の見直しが必要と考える。

以上となります。

○坂倉紀男委員長 審査結果報告書の朗読は終わりました。

ただいまの報告書に付されている附帯意見の中に、中世古泉議員に対して議員辞職勧告をすべきであるとありましたが、このことも含めて皆様のご意見をいただきたいと思えます。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから中世古泉議員に対しては議員辞職勧告をすべきであるという意見が出ておりますが、このことについてお諮りしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それではお諮りいたします。

中世古泉議員に対する措置として、議員辞職勧告をすることに賛成の委員の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、中世古泉議員に対しては、議員辞職勧告をすることに決定いたします。

続きまして、ただいま決定いたしました中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議案については、9月6日の会議に提出したいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議案を9月6日の会議に提出することに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議案は9月6日の会議に提出することに決定いたします。

続きまして、ただいま決定いたしました中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議案の9月6日の会議提出について、即日表決といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

ご意見のある方はお願いしたいと思います。

即日表決といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

9月6日の会議提出の中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議案を即日表決することに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、9月6日の会議提出の中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議案を即日表決することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後 3時07分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年8月11日

議会運営委員長      坂   倉   紀   男